



お知らせ

住民登録は 正しく行われていますか

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など、各種行政サービスの基礎となります。行政サービスを確実に受けられるようにするため、引越などにより住所を移した場合は、速やかに住民登録の届け出を行ってください。

なお、転入や転居をした場合は、引越越した日の翌日から数えて14日以内に届け出が必要になる他、他市町村に転出する場合は、あらかじめ転出届が必要です。

☎市民課 ☎(632) 2271

第16回まちなみ景観賞・講演会

魅力的な都市景観やまちなみづくりに貢献している建築物などを表彰する「まちなみ景観賞」。今回は、134件の応募をいただき、7件の受賞が決まりました。その表彰式に併せ、講演会を開催します。

▽日時 1月31日(金)、午後1時30分～4時。

▽会場 市役所14階大会議室。

▽内容 第1部＝表彰式 第2部＝「景観まちづくりについて」と題した、田村哲男さん、吉川二布さん(県建築士会)による講演および、「石の街・うつのみや」と題した、塩田潔さん(大谷石研究会)による講演。

▽申込 総合案内(市役所1階)、各☎・☎・☎・☎・☎書館に置いてある参加申込書に必要事項を書き、1月24日(必着)までに、電話またはファクス・Eメールで、〒320-8540 都市計画課 ☎(632)2558、FAX(632)5421、✉u1201@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。



▲大賞 宇都宮聖ヨハネ教会



▲大銀杏 ▲大久保石材店 石の離れ

うつのみや市民カード・ 印鑑登録証の引き換えは お済みですか

次のいずれかに該当するカードは、印鑑登録証明書を取る前に、新しいカードへの引き換えが必要です。

①白と青2色刷りの印鑑登録証②旧上河内町・旧河内町の印鑑登録証および町民カード。

▽引き換え方法 カード・認め印・身分証明書をお持ちの上、直接、市民課(市役所1階)、各☎・☎・☎へ。代理人が手続きする場合は代理人選任届が必要。

☎市民課 ☎(632) 2271

市ホームページの閲覧 を休止します

2月1日(土)は、電気設備点検などのため市HPの閲覧を休止する他、本市に宛てたメールの受信もできません。なお、携帯サイト <http://utsunomiya.mwp.jp/mobile/>は、通常通り閲覧できます。

☎広報広聴課 ☎(632) 20

国土利用計画法に基づく 届出が必要です

一定面積以上の土地売買などの契約をした場合には、契約の日を含め2週間以内に、その土地の利用目的等を届け出ることが義務づけられています。

▽面積要件①市街化区域 2000平方メートル以上
②市街化区域を除く都市計画区域 5000平方メートル以上。

個々の面積が小さくても、取得した土地の合計が、面積要件以上になる場合

中央卸売市場 関連棟に 出店しませんか

4月1日(火)からの中央卸売市場関連棟の常時開放に向けて、新たな関連事業者を募集します。

▽募集業種 青果および水産物の卸売以外の食料品販売業、飲食業、必要品販売

合(一団の土地)は届け出が必要です。
▽取引形態 売買、代物弁済、交換、賃借権の設定など(取引予約含む)。
☎都市計画課 ☎(632) 2564

◎産業廃棄物の適正処理に関する講習会 ▽日時 1月30日(木)午後2時～4時▽会場 市文化会館(明保野町)▽内容 産業廃棄物の適正処理・行政情報・指定廃棄物の処理についての説明▽対象 産業廃棄物の排出事業者や処理業者▽申込 電話またはファクス・Eメール(住所・氏名・電話番号を明記)で、県環境保全公社 ☎(622)7654、FAX(627)3287、✉tkhk1@hozenkousha.jpへ。☎廃棄物対策課 ☎(632)2928

本文中に記載がないものは、原則として、対象外となります。費用は無料、申込不要。
☎HPホームページ、☎Eメールアドレス、☎地域自治センター
☎地区市民センター、☎出張所、☎生涯学習センター、☎地域コミュニティセンター、☎市民活動センター

業など。

▽店舗面積 1区画当たり40〜42平方メートル(複数区画使用可)。

▽月額施設使用料 1区画当たり7万1400円〜7万4970円。

▽申込 あらかじめ電話連絡の上、3月31日までの、午前9時〜午後4時に、中央卸売市場☎(637)6041へ。

▽その他 新規事業者には優遇措置があります。

詳しくは、市HPをご覧ください。

自動交付機を休止します

電気設備点検のため、雀宮☒設置の住民票等自動交付機を休止します。

▽日時 1月11日(土)午前8時30分〜午後8時。

また、市役所本庁舎の電気設備点検により、電算システムが休止するため、市内全ての住民票等自動交付機を休止します。

▽日時 2月1日(土)午前8時30分〜午後8時。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☎市民課☎(632)2265

2月1日(土)、8日(土)はバンバ出張所の取り扱い業務の一部を休止

電算システムを休止するため、バンバ☒(5階)の取り扱い業務の一部を休止します。住所の異動や印鑑の登録・バスカードの交付などは取り扱いできない他、2月1日は、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本などの交付も休止します。詳しくは、バンバ☒☎(616)1542へ。

2月1日(土)はパスポートの発給申請ができません

市役所本庁舎の電気設備点検により、電算システムを休止するため、交付のみの取り扱いとなりますので、ご注意ください。

☎パスポートセンター☎(616)1544

あなたの声を市政に まちづくり懇談会

市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行います。

1 東地区

▽日時 2月4日(火)午後6時30分〜。

▽会場 東☒(東埜田1丁目)。

2 御幸が原地区

▽日時 2月18日(火)午後6時30分〜。

▽会場 御幸ヶ原町公民館

(御幸ヶ原町)。

■その他 託児(2歳以上の未就学児が対象を希望する人は、開催日の2週間前までに電話で広報広聴課☎(632)2023へ。

催し

新春まちぴあ あそび初め

▽日時 1月12日(日)午前10時〜午後1時。

▽会場 まちぴあ(元今泉5丁目)。

▽内容 こま回し・かるた・

すごろく・竹馬・おはやし・紙芝居や駄菓子など、懐かしい昔遊びを通じた、3世代の交流イベント。

▽その他 駐車場は、白楊高校職員駐車場(約100台)が利用出来ませんが、公共交通や相乗りでの来場にご協力ください。

☎まちぴあ☎(661)2778

手作りの みそづくりに挑戦



▽日時 ①1月24日②2月14日③2月16日、午前9時〜午後0時30分。

▽会場 河内農村体験交流館(下ヶ橋町)。

▽内容 米こうじから作るみそ作り講習。

▽定員 各抽選16人。

▽対象 市内に在住か通勤している人。

▽費用 2500円(受講料)。

▽申込 はがきに、住所・氏名・電話番号・参加希望回を書き、1月10日必着までに、〒329-1951白沢町500、河内☒産業土木課☎(671)3208へ。

利用のびた 広報5050N

■新聞を取っていない世帯に広報紙を送付します。広報うつのみやは毎月1日(土・日曜日)の場合はその直前の平日に新聞折り込みで各家庭にお届けしてありますが、新聞を取っていない世帯には無料で送付していません。申し込みは、電話で、広報広聴課へ。なお、広報紙は市の主な施設に置いてあるほか、市ホームページでも見られます。電子書籍版は、スマートフォンやタブレット端末にも対応しています。

■目の不自由な人に、音声版・点字版を作成。広報うつのみやは、カセットテープ(抜粋)やデジジ編集CD(全訳)音声版、点字(抜粋)版も作成しています。希望者は、電話で、広報広聴課へ。音声版作成ボランティアも随時募集しています。

■広報紙が複数届いていませんか。家庭で2つの新聞販売店から新聞を取っている場合、広報紙と広告類が2部ずつ届きます。その際は、広報紙が必要ない旨を、いずれかの新聞店に連絡してください。

☎広報広聴課☎(632)2028

◎**県南高等看護専門学院の看護実習指導員を募集** ▽任用期間 平成26年2月1日から最長で5年間任用可能 ▽職務内容 看護学生に病院などで臨地実習指導等を行う ▽資格 看護師の資格を持ち、3年以上の看護業務の経験の有する者 ▽募集人員 1名。☎県南高等看護専門学院☎0282(27)7888

募集

施設めぐり 普段なかなか入れない安心安全を守る施設見学体験ツアー

▽日時 1月29日(水)午前9時～午後4時。
▽コース 市役所(集合)→中央消防署→県農業試験場→ろまんちっく村(昼食)→松田新田浄水場→市役所(解散)。移動は市有バス。

▽対象 市内に在住か通勤通学している、見学後のアンケートに協力できる人。
▽定員 先着50人。

▽申込 1月6日から、直接または電話・ファクス(参加者の住所・氏名・年齢・電話番号を明記)で、広報広聴課(市役所3階)☎(632)2025、FAX(637)5151へ。応募は、1グループ1通4人まで。

住めば愉快だ宇都宮 ワークショップで魅力再発見

▽日時 2月2日(日)午後1時30分～4時30分。

▽会場 市役所14階大会議室。

▽内容 これまで以上に楽しい宇都宮、目指したい宇都宮にするためにどうすべきかについて話し合う。
▽対象 宇都宮のことが好きな人。

▽申込 都市ブランド戦略室(市役所3階)に置いてある所定の用紙(宇都宮プライド公式ホームページ「宮カフェ」HP: <http://myacafe.jp/>)からも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付・Eメールで、1月20日(必着)までに、〒320-8540市役所都市ブランド戦略室☎(632)2129へ。

▽その他 応募書類は返却不可。

プロから学ぼう 魚のさばき方出張市場講座

■期日 1月21日(火)。

1 基本編

▽時間 午前9時30分～午後0時30分。

▽内容 初心者を対象にした、魚の選び方・さばき方についての講話と実習。

▽対象 市内に在住か通勤している人。

2 中級編

▽時間 午後1時30分～午後4時30分。

▽内容 魚のさばき方についての講話と実習。
▽対象 基本編を終了した人および三枚下ろしが出来る、市内在住か通勤している人。

■会場 平石区(下平出町)。

■定員 各先着16人。

■費用 1000円(材料費)。

■申込 1月7日午前9時から、電話で、中央卸売市場☎(637)6042へ。

毎月第2土曜日は うんめい朝市

▽日時 1月11日(土)午前9時～正午。

▽会場 中央卸売市場(築瀬町)。

▽内容 水産物や水産加工品、お菓子・乾物などの関連商品と野菜・果物の販売。

▽その他 青果棟は開放しませんのでご注意ください。また、駐車場が限られますのでご来場の際には相乗りなどにご協力ください。1月はお楽しみ抽選会も開催します。

■一般開放実行委員会☎(637)6811、中央卸売

マチデザインスクール これからの都市会議

デザイン・建築・都市計画・マーケティングなど、第一線で活躍している講師を招き、まちづくりを多面的に学んでいる「マチデザインスクール」では、今回、まちづくりに関するパネルディスカッションを行います。

▽日時 1月25日(土)午後3時～7時。

▽会場 悠日カフェ(吉野1丁目)。

▽内容 陣内雄次さん(宇都宮大学教授)、永井護さん(宇都宮大学名誉教授)、上澤裕一さん(マニュアルデザイン)、古池弘隆さん(宇都宮共和大学教授)、橋本優子さん(宇都宮美術館主任学芸員)、阿久津新平さん(一級建築士)、高岡耕子さん(マスタープラン)、田中文博さん(フラグス)、風間教司さん(饗茶庵)、中村実穂さん(マザーツール)、山中秀人さん(二期倶楽部)、村井孝行さん(とちぎ蔵の街美術館事務局長)による、これからの都市についての語り合い。小川倫生さん(アコースティックギタリスト)の演奏、懇親会(希望者のみ・実費負担)。

▽定員 先着50人。

■宇都宮まちづくり推進機構☎(632)8215、地域政策室☎(632)2109

市場☎(637)6041

宇都宮観光フォトコンテスト作品募集「秋冬部門」

▽テーマ 風景、名所旧跡、イベントなどを題材に、宇都宮の秋・冬を表現したものの。

▽応募規定 四つ切りサイズのカラープリント(デジタル写真可)。ただし、インクジェットプリントは不可。平成25年1月1日以降に市内で本人が撮影した、未発表の作品に限る。

▽申込 観光交流課(市役所7階)、宇都宮観光コンベンション協会☎(632)2445

ペンション協会に置いてある募集要項の応募票に必要事項を書き、作品裏面に貼って、2月14日(消印有効)までに、直接または郵送で、〒320-0806中央3丁目1-4、宇都宮観光コンベンション協会へ。

▽賞 最優秀賞1点(賞金3万円・副賞・賞状)、優秀賞2点(賞金1万円・副賞・賞状)、入選20点(賞状・賞品原則として1人1賞)。

▽発表 3月ごろ、直接、入賞者に通知。

■宇都宮観光コンベンション協会☎(632)2445

◎夜間飛行訓練(予定) ▽日程 1月14～16・21～23・28～30日。訓練時間は午後9時ごろまでを予定していますが、天候などにより実施日・終了時刻を変更することがあります▽内容 観測ヘリ・多用途ヘリ・連絡偵察機・練習ヘリコプターの訓練。■北宇都宮駐屯地☎(658)2151

本文中に記載がないものは、原則として、対象にならない。費用は無料、申込不要。HPホームページ、☑Eメールアドレス、☒地域自治センター、☒地域市民センター、☒出張所、☒生涯学習センター、☒地域コミュニケーションセンター、☒市民活動センター

契約トラブルなど、日常生活の中で お困りの時は気軽にご相談を

■今年度上半期の相談受付状況 市消費生活センターでは、平成25年度の上半期(4～9月)に2,267件の相談を受け付け、前年同期と比較し、209件増加しました。依然として、幅広い世代から、「アダルトサイトの不当請求」に関する相談が多く寄せられている他、高齢者を中心に、「利殖商法」や「健康食品の送りつけ」、「点検商法」に関する相談が多く寄せられています。

■アダルトサイトの不当請求に注意 「無料」「使い放題」と書いてあるからクリックしただけなのに、高額な利用料を請求する画面がパソコンに表示され、消えなくなってしまったという相談が多く寄せられます。このような場合、契約が成立しているとはいえ、利用料を支払う必要はありません。信用できないサイトは開かないこと、個人情報を入力しないことが大切です。また、請求画面を消す方法は、情報処理推進機構 <http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html> をご覧ください。

■怪しいもうけ話や劇場型勧誘に注意 「未公開株」などの金融商品や、「ダイヤモンド」「海外マンション」などでもうけ話をもち掛け、お金をだまし取る「利殖商法」に関する相談が多く寄せられています。利殖商法では、複数の業者が登場し、「必ずもうかる」などともうけ話をもち掛ける「劇場型勧誘」と呼ばれる手口が多く使われ、一度話を聞いてしまうと巧妙に引き込まれてしまうので、怪しいもうけ話には耳を貸さず、きっぱり断ることが重要です。また、ATMを使い送金させる手口その他、業者が自宅にお金を取りに来る手口や、お金を郵送や宅配便で送らせる手口もあります。手渡しや郵送、宅配便でお金を渡してしまうと、証拠も残らず、お金を取り戻すことが困難になるため、絶対にお金を渡さないでください。

■申し込んだ覚えのない健康食品は受け取り拒否 申し込んだ覚えがない健康食品が送りつけられ、申し込みの記録が残っているので購入しなければ裁判にするとされたという相談や、解約のためのキャンセル料を請求されたという相談が多く寄せられています。申し込んだ覚えも購入するつもりもなければ断り、断ったにも関わらず一方的に送りつけられた場合は、商品の受け取りを拒否してください。

■点検後に契約を迫る商法に注意 業者が自宅に訪問し、安価な点検をした後に、「床下に白アリがいる」などと消費者の不安をあおり、契約を迫る「点検商法」に関する相談が多く寄せ

契約解除通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成____年____月____日
商品名 _____
契約金額 _____円
販売会社 _____
担当者 _____

支払った代金 _____円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成____年____月____日
住所 _____
氏名 _____

▲クーリング・オフの際に使用する書面の例

られています。点検商法には、長時間に渡り勧誘し契約を迫るものや、一度契約した消費者に他の契約を迫る「次々販売」といわれる手口もあります。トラブルを避けるために、不安をおおことを言われてもうのみにせず、家族や信頼できる周囲の人などに本当に必要な契約かどうか相談し、必要ない勧誘はきっぱり断ることが重要です。なお、訪問販売による契約の場合、契約内容を明らかにする書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

■クーリング・オフ制度 市消費生活センターでは、「訪問販売で商品購入の契約をしたが解約したい」といった解約に関する相談を多く受け付けています。このような場合、クーリング・オフ制度を活用できます。クーリング・オフ制度とは、訪問販売などの特定の取引の場合に、契約書面を受け取った日から一定期間内(8日以内、ただし例外もあり)であれば、無条件で契約の解除ができる制度です。ただし、自分から店に出向いた場合や広告を見て自分から電話やインターネットで申し込みした場合は、クーリング・オフできません。また、クーリング・オフをする場合は書面(簡易書留または特定記録郵便)で行う必要があります(上の図参照)。クーリング・オフができる場合や期間などについては、市消費生活センターへ相談してください。

☎市消費生活センター (616)1547